

## 公共事業事後評価制度について

### 1 評価の目的

県では「県民の視点に立った成果重視の行政運営」を目指し、下記の事項を目的として事後評価（2次事後評価）を実施することとした。

- ・ 評価結果を当該施設自体の改善に結びつけること。
- ・ 評価結果を同種事業の事業計画，設計，調査のあり方の改善等に結びつけること。
- ・ 県民への説明責任を果たすこと。

本格導入にあたっては、実務上の課題等の把握・検討が必要と判断し、平成16年度から試行を行った。

### 2 評価の視点

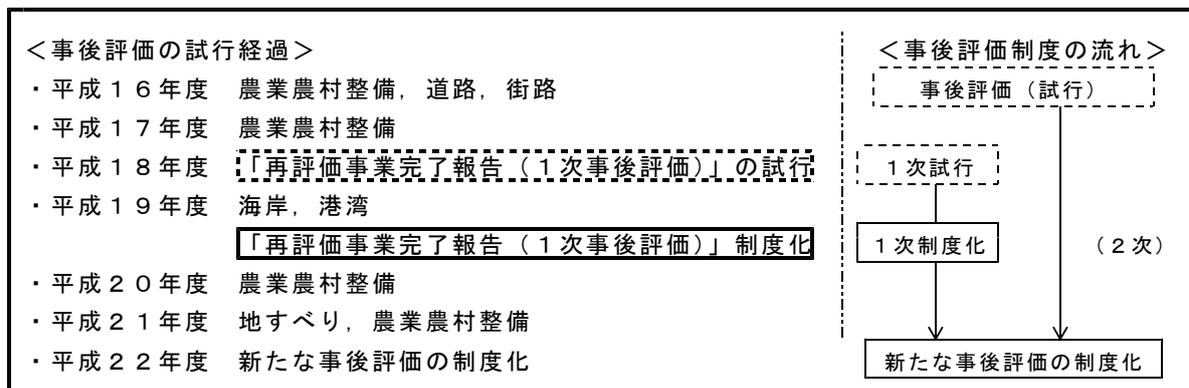
事後評価（2次事後評価）を行う際の視点は以下のとおりとし、事業種別ごとに事業の特性に応じて評価の項目及びその内容を設定するものとしている。

- ・ 事業効果の発現状況
- ・ 事業実施による環境の変化
- ・ 改善措置の必要性・今後の課題等
- ・ その他説明責任の観点から必要と判断される事項等

### 3 試行の経過及び「再評価事業完了報告（1次事後評価）」の制度化

平成16年度から9事業（6事業種）について事後評価（2次事後評価）の試行を行った。また、平成19年度には、公共事業に係る一貫性ある評価体系構築及び説明責任の観点から、再評価を行った事業について、事業完了後の報告を行うとともに、簡易な事後評価的機能を持たせた「再評価事業完了報告（1次事後評価）」が制度化された。

この制度化に伴い、それまで国の基準等に準拠して試行してきた事後評価を2次事後評価と位置づけた。



## 4 試行の検証

### (1) 課題等

2次事後評価の試行を行った結果、以下のとおり課題が見受けられた。

- ・国の要領等に準じた調書作成は、膨大な事務的作業時間が必要となる。
- ・環境影響把握や完了後の費用対効果分析などの定量的なデータ等把握のための予算措置が難しい（事業が完了しているため）。
- ・制度として本格実施した場合、簡易な事後評価的機能を含む「再評価事業完了報告（1次事後評価）」との関係が不明確であり、結果的に事後評価を2回実施することになるため、制度の再検討が必要となる。

### (2) 公共事業評価部会からの意見等

公共事業評価部会において2次事後評価の試行を行った結果、以下のとおり意見が出された。

- ・制度化する場合、対象事業の選定基準の明確化が必要
- ・制度、資料の簡略化
- ・B/Cのみに特化しない評価手法の検討
- ・評価手法、目的の検討
- ・「再評価事業完了報告（1次事後評価）」と〈試行〉2次事後評価の一本化

### (3) 総括

事後評価の必要性は認識しているが、データ収集や調書作成に関わる事務的労力、外部委託する場合の予算措置等を考慮した場合、国の要領等に基づく2次事後評価は評価手法やそれに要する費用と効果の点において課題が見受けられる。

制度導入する場合は、事後評価の目的、視点を確保しつつ、効率的、効果的な評価手法確立の観点から、評価項目の再検討や事業効果の効率的な発現状況把握手法等の検討が必要であると思われる。

また、既に制度化済みの「再評価事業完了報告（1次事後評価）」との関連性も視野に入れながら、制度化へ向けた検討が必要である。

## 5 検証を踏まえた制度化へ向けた検討

### (1) 制度化へ向けたポイント

試行の検証を踏まえ、制度化へ向けたポイントを以下のとおり整理する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 2次事後評価の目的や視点は確保する。</li><li>② 効率的、効果的な評価項目や事業効果の発現状況把握手法等の検討。</li><li>③ 2段階方式の制度としない。</li><li>④ 制度化済みの「再評価事業完了報告（1次事後評価）」の位置づけの明確化。</li></ul> |
|--|

### (2) 制度化へ向けた方向性

|  |
|--|
| 評価項目等の検討を行い、「再評価事業完了報告（1次事後評価）」と＜試行＞2次事後評価を一本化した事後評価制度とする。 |
|--|

|                            |
|----------------------------|
| 制度の名称（案）：「再評価事業完了報告（事後評価）」 |
|----------------------------|

|      |
|------|
| ＜理由＞ |
|------|

|   |
|---|
| 「再評価事業完了報告（1次事後評価）」は公共事業に係る一貫性ある評価体系の構築及び説明責任の観点から、簡易な事後評価的機能を持たせ、再評価を行った事業について、事業完了後の報告を行うことを目的として評価体系に位置づけられた制度である。 |
|---|

|   |
|---|
| 従って、「再評価事業完了報告（1次事後評価）」の基本フレームを生かしつつ、2次事後評価の目的や視点を確保しながら、評価項目（評価レベル）等の検討を行うことで、新たな事後評価の制度化が可能と思われる。 |
|---|

|  |
|--|
| また、制度を一本化することにより、二段階方式の解消や事後評価体系の明確化が図られる。 |
|--|

### (3) 制度化へ向けた検討結果

|                                |
|--------------------------------|
| ○評価対象は「 <u>再評価を実施した事業</u> 」とする |
|--------------------------------|

|      |
|------|
| ＜理由＞ |
|------|

|  |
|--|
| 再評価を実施した事業を対象とすることにより、熟度の高い事後評価が可能となるとともに、再評価対象事業の説明責任を完結することができる。 |
|--|

|   |
|---|
| ○評価項目は「 <u>再評価事業完了報告（1次事後評価）+α</u> 」とする |
|---|

|   |
|---|
| （詳細は5頁の「再評価事業完了報告（事後評価）評価項目及び記載事項（案）参照」 |
|---|

|      |
|------|
| ＜理由＞ |
|------|

|  |
|--|
| 現在制度化されている「再評価事業完了報告（1次事後評価）」は事後評価的機能を持つ制度ではあるが、事後評価の目的の1つである「評価結果を同種事業の事業計画、設計、調査のあり方の改善等に結びつけること。」に関連する評価項目が欠けているなど、追加すべき評価項目が必要と考え、「再評価事業完了報告（1次事後評価）+α」として事後評価を行うべきと考える。 |
|--|

|  |
|--|
| ○報告期限は「 <u>事業完了した翌年度から起算して5年度以内</u> 」とする |
|--|

|      |
|------|
| ＜理由＞ |
|------|

|  |
|--|
| 事業によっては効果の発現状況を把握するまで5年程度を必要とする場合もあること、また、5年度以内に設定することで、事業効果が早期に発現する事業についても適宜、報告可能となること。 |
|--|

|                              |
|------------------------------|
| ○部会での位置づけは「 <u>報告事項</u> 」とする |
|------------------------------|

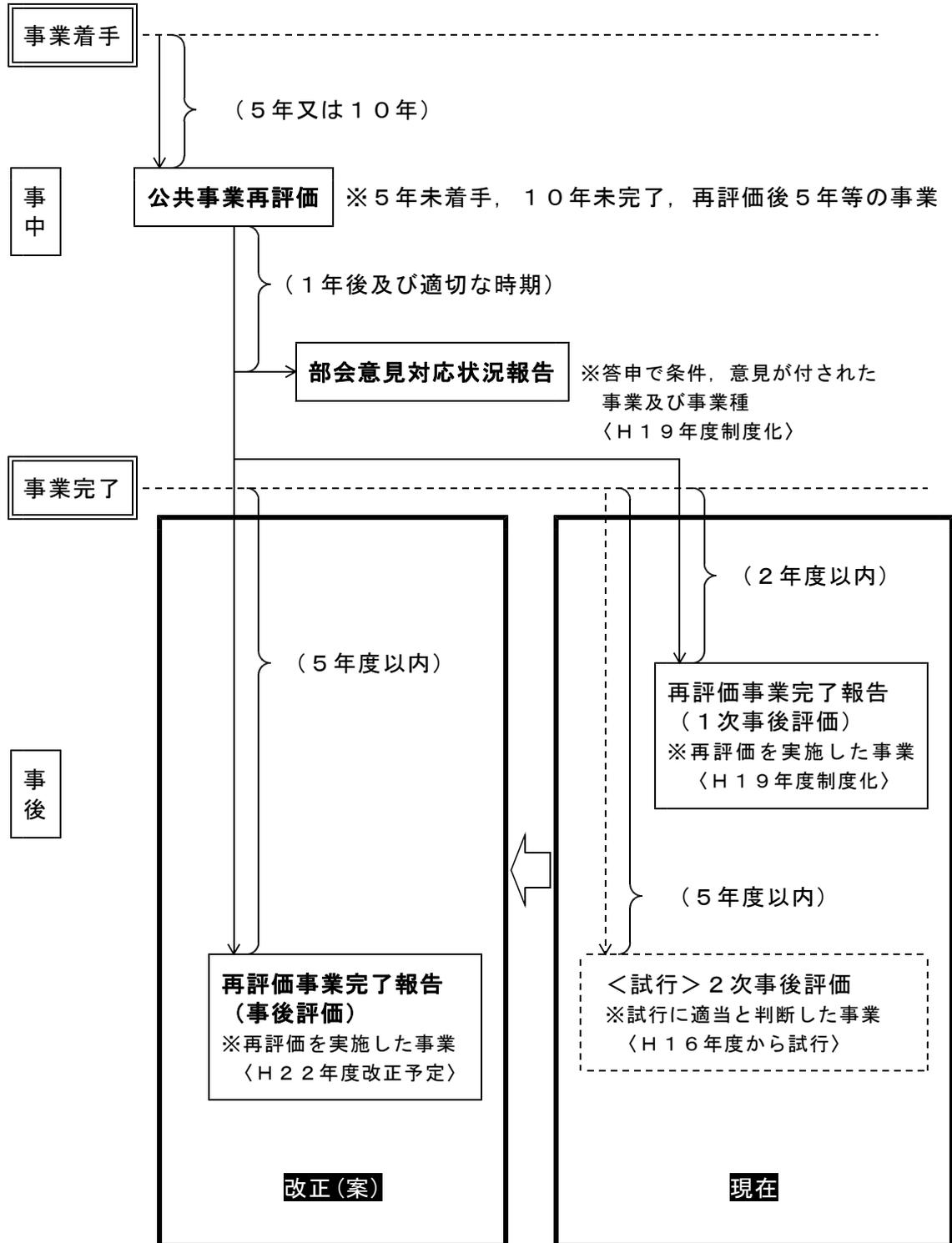
|      |
|------|
| ＜理由＞ |
|------|

|  |
|--|
| 既に、再評価での審議を経た事業であること、また、部会での報告事項とすることにより、委員からの意見等を得て、同種事業の改善等に結びつけることが可能であること。 |
|--|

6 新たな公共事業評価体系（案）

＜公共事業評価の流れ（案）＞

（公共事業評価部会に関連する部分のみ）



※「再評価事業完了報告（事後評価）」

→再評価を実施した事業について完了報告を行うとともに、事後評価を行うもの。

再評価事業完了報告書(事後評価)評価項目及び記載事項(案)

| 項         | 目                              | 再評価事業完了報告書(1次事後評価)   | 再評価事業完了報告書(事後評価)<br>※○印:必須 △印:記載可能な場合  | <試行>2次事後評価調査  |
|-----------|--------------------------------|--|--|---|
| 事業の概要     | 事業目的                           | ○事業目的  | ○同左  | ○同左   |
|           | 事業内容                           | ○事業内容(事業着手時・再評価時・完了時の比較)<br>○事業内容の変更状況とその要因<br>○位置図(後掲)  | ○同左  | ○同左   |
|           | 事業費                            | ○全体事業費(事業着手時・再評価時・完了時の比較)<br>○用地費(事業着手時・再評価時・完了時の比較)<br>○費用負担内訳(国・県・市町村・その他)(事業着手時・再評価時・完了時の比較)<br>○事業費の変更状況とその要因  | ○同左  | ○同左   |
|           | 事業期間                           | ○事業採択年度(事業着手時・再評価時・完了時の比較)<br>○用地買収年度(事業着手時・再評価時・完了時の比較)<br>○工事着手年度(事業着手時・再評価時・完了時の比較)<br>○計画変更実施年度<br>○完成年度(事業着手時・再評価時・完了時の比較)<br>○事業期間変更の要因  | ○同左  | ○同左   |
|           | 施設管理の予定・管理状況                   | ○施設管理状況  | ○同左  | ○同左   |
| 事業の必要性    | 上位計画等                          |  |  | ○上位計画(国、県、市町村レベル等)、関連計画                                 |
|           | 事業を巡る社会経済情勢等<br>○社会経済情勢        |  | (「事業の有効性」欄に記載)   | ○社会経済情勢の変化(着手前、完了後)                                     |
|           | ○地元情勢、地元の意見                    |  | (「事業の有効性」欄に記載)   | ○地元の意見、満足度  |
| 事業の有効性    | 事業効果<br>○想定される事業効果<br>○効果の発現状況 | ○効果の発現状況   | ○効果の発現状況<br>△社会経済情勢の変化(着手前、完了後)【把握済、データが入手可能な場合】<br>○地元の意見、満足度<br><br><div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     &lt;補足説明&gt;<br/>                     ・基本的に事業着手時、再評価時において「事業の有効性」に記載した内容に沿って検証する。<br/>                     ・再評価時のB/C算出で用いた便益項目の発現状況について可能な限り記載する。<br/>                     ・着手前、完了後の比較が可能となる検証結果やデータについて可能な限り記載する。(社会経済情勢の変化)<br/>                     ・地元の意見、満足度はアンケート形式に特化せず、地元関係者、関係団体からの聴取りや行政相談(苦情処理等)件数の減少なども可能とする。                 </div> | ○効果の発現状況  |
|           | 関連事業の概要・進捗状況等                  |  |  | ○関連事業の概要、進捗状況、予定等                                       |
| 事業の効率性    | コスト削減計画(結果)                    |  |  | ○コスト削減結果(縮減額)   |
|           | 費用対効果分析                        | ○費用対効果分析結果(事業着手時・再評価時の比較)  | ○費用対効果分析結果(再評価時)<br>△費用対効果分析結果(再評価時・完了後)<br><br><div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     &lt;補足説明&gt;<br/>                     ・基本的に、再評価時B/Cの記載で可とする。ただし、算定が比較的容易な事業または簡便法等で算出が可能な事業については、完了後B/Cについても記載するよう努めるものとする。                 </div>   | ○費用対効果分析結果(事業着手時・再評価時・完了後の比較)<br><br>○事業着手時、再評価時との違いの要因 |
|           | 地域指定状況等                        |  |  | ○地域指定の状況、法規制の状況   |
| 環境への影響と対策 | 影響と対策                          |  | ○完成後の影響と対策<br><br><div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     &lt;補足説明&gt;<br/>                     ・着手時、再評価時に記載した内容に沿って検証する。環境基準等の定量的データは求めない。<br/>                     ・完了後の維持管理等で、改善された事例なども記載(完了後においても改善点等あれば随時対応しているという主旨から)。                 </div>  | ○完成後の影響と対策  |
|           | 再評価実施状況                        | ○再評価の答申、部会意見<br>○再評価の評価結果、対応方針   | ○同左  | ○同左   |
| 部会意見の対応状況 | 現在の対応状況                        | ○再評価部会意見の対応状況  | ○同左  | ○同左   |
|           | 改善措置の必要性                       |  |  | ○改善措置の必要性   |
| 総合評価      | 今後の事後評価の必要性                    |  |  | ○今後の事後評価の必要性  |
|           | 同種事業の計画・調査のあり方の見直しの必要性         |  | (「今後の課題等」欄に記載)   | ○同種事業の計画・調査のあり方の見直しの必要性                                 |
|           | 同種事業の評価手法の見直しの必要性              |  | (「今後の課題等」欄に記載)   | ○同種事業の評価手法の見直しの必要性                                      |
| 今後の課題等    | ○事業目的の達成状況等の総括・今後の課題と対応策等      | ○事業目的の達成状況等の総括・今後の課題と対応策等<br>○今後の同種事業に対する課題と対応策等<br><br><div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     &lt;補足説明&gt;<br/>                     ・事後評価の重要な目的や視点である「今後の同種事業に対する課題と対応策」についても検証し、記載することとする。                 </div> |  |   |
| 位置図       | 位置図                            | ○位置図(概ね1/25,000~1/50,000、概ね1/5,000~1/10,000)   | ○同左  | ○同左   |
| 参考資料      | 事業概要図                          | ○平面図、縦断面図、標準横断面図、各断面図、参考図等   | ○同左  | ○同左   |
|           | 事業施行状況等                        | ○着手前写真、完成写真、状況写真(施工前・施工後)、管理状況写真等  | ○同左  | ○同左   |
|           | 費用対効果分析概要                      |  | △費用対効果分析算定結果【完了後に算定した場合】   | ○費用対効果分析算定結果  |
|           | *その他の添付資料                      |  |  | ○新規事業箇所調査(前回再評価調査)、評価事業完了報告書、                           |

公共事業再評価実施要領の一部を改正する要領（案）  
 公共事業再評価実施要領（平成22年 月 日施行）の一部を次のように改正する。

| 改正後（新）  | 改正前（旧）   |
|---|--|
| <p>公共事業再評価実施要領</p> <p>第1から第7まで（略）</p> <p>（委員会への報告）</p> <p>第8第1項（略）</p> <p>第2項 事業所管部長は、再評価を実施した公共事業について、事業を完了した翌年度から起算して5年度以内に再評価事業完了報告書<u>（事後評価）</u>（別記様式第6号）を作成し、企画部長に対して提出するものとする。</p> <p>第3項（略）</p> <p>第9（略）</p> | <p>公共事業再評価実施要領</p> <p>第1から第7まで（略）</p> <p>（委員会への報告）</p> <p>第8第1項（略）</p> <p>第2項 事業所管部長は、再評価を実施した公共事業について、事業を完了した翌年度から起算して2年度以内に再評価事業完了報告書（別記様式第6号）を作成し、企画部長に対して提出するものとする。</p> <p>第3項（略）</p> <p>第9（略）</p> |

## 公共事業再評価実施要領（案）

### （趣旨）

第1 この要領は、行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）及び行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、知事が行う行政活動の評価のうち規則第2条第2項第2号に規定する公共事業再評価（以下「再評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （特例期間の対象事業）

第2 規則第22条第2号の「国庫補助事業であって別に定めるもの」は、水産基盤整備事業をいう。

2 規則第22条第3号の「国庫補助事業であって別に定めるもの」は、下水道事業をいう。

### （評価の手續）

第3 企画部長は、毎年2月末日までに、土木部長及び農林水産部長（以下「事業所管部長」という。）に対し、翌年度に再評価の実施を予定する再評価対象事業（規則第22条及び第23条に該当する公共事業をいう。以下同じ。）の有無を照会するものとする。

2 事業所管部長は、毎年、企画部長が別に定める期日までに、再評価対象公共事業について条例第5条第1項の書面（別記様式第1号。以下「再評価調書」という。）の案を作成し、企画部長に提出するものとする。

3 企画部長は、前項の再評価調書の案に基づき、その要旨の案を作成するとともに、それらについて政策・財政会議（政策・財政会議の設置及び運営に関する要綱（平成15年5月30日施行）第1条の規定に基づき設置する会議をいう。以下同じ。）の審議事項として発議し、同会議において再評価調書及びその要旨を決定するものとする。

4 前項の審議においては、再評価調書に関する説明は事業所管部長が行い、要旨及び再評価制度に関する説明は企画部長が行うものとする。

5 企画部長は、第3項の規定により決定された再評価調書を添付して、委員会に諮問するものとする。

6 第4項の規定は、前項の規定による委員会での審議について準用する。

7 企画部長は、委員会から第5項の規定による諮問に対する答申があったときは、速やかに事業所管部長に答申内容を記載した書面を送付するものとする。

8 事業所管部長は、前項の規定により書面の送付を受けたときは、答申に対する対応方針及び評価結果の案を作成し、企画部長に提出するものとする。

9 企画部長は、前項の規定により提出された書面をもとに評価書（別記様式第2号）の案をとりまとめた上で、その要旨の案を作成し、それらについて政策・財政会議の審議事項として発議し、同会議において評価書及びその要旨を決定するものとする。

10 第4項の規定は、前項の規定による政策・財政会議での審議について準用する。

### （書面の公表方法等）

第4 条例第5条第2項、第9条第2項、同条第3項、第10条第2項及び第11条第2項の規定に基づく公表は、企画部長が行うものとする。

2 前項の公表は、インターネットの県のホームページに掲載するほか、県政情報センター、県政情報コーナー（仙台地方県政情報コーナーを除く。以下同じ。）及び議会図書室において縦覧に供することにより行うものとする。

3 前項の場合において、県政情報センター、県政情報コーナー及び議会図書室において縦覧に供する期間は、公表後1年間とする。

### （県民意見聴取の手續）

第5 規則第27条第1項の規定による公募（以下「公募」という。）は、企画部長が行うものとし、公募を行うに当たっては、規則第26条に規定する期間中、第3第3項の規定により企画部長の決定を受けた再評価調書及びその要旨をインターネットの県のホームページに掲載するとともに、県政情報センター、県政情報コーナー及び議会図書室で縦覧に供するものとする。

2 公募を行うに当たっては、意見には住所、氏名及び対象事業名を付して提出する必要がある旨及び受け付けた意見には個別の回答は行わない旨を周知するものとする。

3 公募の周知は、県政だより、新聞、ラジオ又はテレビ等により行うものとする。

- 4 企画部長は、受け付けた県民の意見を、適切に整理し、かつ、分類した上で、条例第9条第2項の書面（別記様式第3号）をとりまとめるものとする。
- 5 企画部長は、前項の規定にかかわらず、受け付けた県民の意見が行政活動の評価に関して寄せられた意見ではないことが明らかであると判断したときは、当該意見を条例第9条第1項の意見として取り扱わないことができる。この場合において、条例第9条第2項の書面を公表するときは、その旨の記載を付して公表するものとする。
- 6 企画部長は、第4項の書面をとりまとめたときは、当該意見の写しを添えて事業所管部長に送付するものとする。
- 7 事業所管部長は、前項の規定により書面等の送付を受けたときは、当該書面等に記載された県民の意見に対する対応をとりまとめて、企画部長に送付するものとする。
- 8 企画部長は、前項の書面等を勘案し、第3第9項の規定により評価書を決定した後速やかに条例第9条第3項の書面（別記様式第4号）を作成するものとする。

（評価結果の反映）

- 第6 事業所管部長は、企画部長が定める期日までに、条例第11条第2項の書面の案を作成し、企画部長に提出するものとする。
- 2 企画部長は、翌年度の当初予算を審議する議会の招集日の前日までに、前項の書面の案をとりまとめた上で、その要旨の案を作成するとともに、それらについて政策・財政会議の審議事項として発議し、同会議において書面及びその要旨を決定するものとする。
- 3 第3第4項の規定は、前項の規定による政策・財政会議での審議について準用する。

（議会への報告）

- 第7 条例第12条第1項の報告は、企画部長が議会に第3第9項の決定を受けた評価書を提出することにより行うものとする。
- 2 条例第12条第2項の報告は、企画部長が議会に第6の書面を提出することにより行うものとする。

（委員会への報告）

- 第8 事業所管部長は、再評価を実施した公共事業のうち、委員会公共事業評価部会（以下「部会」という。）から事業の継続若しくは中止等の条件又は当該事業若しくは同種事業の実施に関する意見を付されたものについて、再評価を行った翌年度及び条件又は意見の内容に応じた適切な年度に、部会意見対応状況報告書（別記様式第5号）を作成し、企画部長に対して提出するものとする。
- 2 事業所管部長は、再評価を実施した公共事業について、事業を完了した翌年度から起算して5年度以内に再評価事業完了報告書（事後評価）（別記様式第6号）を作成し、企画部長に対して提出するものとする。
- 3 企画部長は、前2項の書面を、当該年度内に開催される部会に提出するとともに、事業所管部長は、同部会において同書面の内容に関する説明を行うものとする。

（その他）

- 第9 この要領に定めるもののほか、公共事業再評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 月 日から施行する。

平成21年度 2次事後評価（試行）報告の結果【事後評価制度関連】

平成21年度第7回公共事業評価部会

平成22年2月12日 開催

| 委員の質問、意見・感想   | 県の回答   |
|---|--|
| ① ●2次事後評価調書作成には、かなりの労力と時間がかかる。1次事後評価と2次事後評価の位置づけについて考えるべき。<br>(林山部会長)   |  |
| ② ●1次事後評価と2次事後評価を一本化する考えもあるが、2年以内の報告は効果が把握できない事業種もあるため、報告期限についても検討すべき。<br>(林山部会長)                                     |  |
| ③ ○事後評価は有効であるが、2回実施することについての時期や役割分担について説明願いたい。<br>(河野委員)  | ◎平成16年度から事後評価（現在の2次事後評価）について試行していたが、説明責任を果たすべく、平成19年度に評価実施事業全てについて実施することし、簡易な事後評価的機能を持たせた再評価事業完了報告（1次事後評価）を制度化するに至った。引き続き、2次事後評価の試行も継続しているため、結果的に、制度化済みの1次事後評価、試行の2次事後評価の二段階となっている。<br>(行政評価室) |
| ④ ●2次事後評価を簡便化し、報告時期は1次事後評価の2年後よりも遅らせるような、中間的な制度が現実的と考える。<br>(山本委員)  |  |
| ⑤ ●事後評価制度の一本化や報告時期の延長について賛成である。例として、報告時期を1年以降3年以内とするような案も考えられる。事業完成で終わりではなく、事後評価を行うことは重要である。<br>(河野委員)                |  |
| ⑥ ●事業種別によって事業効果の発現が様々であることを考慮すると、1年以降3年以内では早すぎるかもしれない。ある程度、報告期限に幅を持たせて、事後評価を1回とし、再評価実施事業が全て実施されることが重要だと思う。<br>(林山部会長) |  |
| ⑦ ●一つの案としては、全ての事業について実施するのは大変なので、事後評価を実施する事業について、部会で選定する手法も考えられる。<br>(風間委員)   |  |
| ⑧ ●事業の予算規模に応じて、一定ライン以上は、2次レベルの事後評価を行う手法もある。<br>(林山部会長)  |  |
| ⑨ ●統一基準を定めて、その基準以上は全て事後評価を行う方法にプラスして、部会でも選定できるようにし、事務量を軽減しながら説明責任を果たしていく手法も良いと思う。<br>(山本委員)                           |  |

注)○は委員の質問、●は委員の意見・感想、◎は部会当日の県の回答